

鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、予算の定めるところにより、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項の規定により県が作成する都道府県計画に基づく事業を実施する事業者に対し、当該事業の実施に必要な経費について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象事業)

第2条 この要綱による補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次の事業とする。

23 外国人介護人材受入施設環境整備事業

外国人介護人材（経済連携協定（EPA）に基づく介護福祉士候補者を除く）を受け入れた介護施設等が、外国人介護人材に対して行う、介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援、外国人職員との施設入所者等とのコミュニケーションの促進に係る支援、メンタルヘルスケア等の生活支援に要する費用を助成する。

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の交付対象となる経費及び補助金額は別表1のとおりとする。ただし、別表1により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 別表2に掲げる事業については、交付申請年度の4月1日以降に生じた対象経費については補助対象とすることができます。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額調書（別記第2号様式）
- (2) 事業計画書（別記第3号様式）
- (3) 収支予算書（別記第4号様式）
- (4) 実施設計書（工事の施工に係る補助金に限る。）
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事の指定する日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 事業者が補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- ア 補助金額の変更（ただし、補助金額の20%以内の減額を除く。）
 - イ 補助事業に要する経費の配分で、20%を超える増減
 - ウ 補助事業の内容の著しい変更（工事の施工に係る補助金にあっては、実施箇所、構造、規模、工法等の変更）
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。
- ア 事業者が地方公共団体の場合
補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - イ 事業者が地方公共団体以外の場合
補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付せることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方である事業者等は、当該工事を一括して第三者に請け負わせることはできない。
- (10) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第21号様式により速やかに知事に報告しなければならない。
- なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一社所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、

本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (ii) 補助事業を行う者が(i)から(i)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させことがある。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助金額の変更（ただし、補助金額の20%以内の減額を除く。）
 - (2) 補助事業に要する経費の配分で、20%を超える増減
 - (3) 補助事業の内容の著しい変更（工事の施工に係る補助金にあっては、実施箇所、構造、規模、工法等の変更）
- 2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第6号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
- (1) 変更経費所要額調書（別記第2号様式）
 - (2) 事業変更計画書（別記第7号様式）
 - (3) 変更収支予算書（別記第8号様式）
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第9号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助事業の補助金交付決定前着手)

第9条 補助金の交付申請者が、やむを得ない事情により、補助金の交付決定前に補助事業に着手する場合には、事前着手承認申請書（別記第11号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、事前着手承認通知書（別記第12号様式）により通知する。

(状況報告)

第10条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、別記第13号様式によるものとし、提出期限は知事の指定する日とする。

(実績報告)

第11条 規則第13条の補助事業実績報告書は、別記第14号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 経費所要額精算書（別記第15号様式）
- (2) 事業実績書（別記第16号様式）
- (3) 収支精算書（別記第17号様式）
- (4) 補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真（工事の施工に係る補助金に限る。）
- (5) 契約書の写し
- (6) 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図（工事の施工に係る補助金に限る。）
- (7) 工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書（工事の施工に係る補助金に限る。）
- (8) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済証の写し（工事の施工に係る補助金に限る。）
- (9) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して20日以内（規則第11条第2項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して20日以内）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は2部とする。

（補助金の額の確定）

第12条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第18号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第13条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第19号様式のとおりとする。

2 この補助金は、概算払又は前金払により交付することができる。
3 規則第16条第3項の概算払（前金払）申請書は、別記第20号様式のとおりとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年12月18日から施行し、平成26年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 鹿児島県新人看護職員卒後研修事業補助金交付要綱（平成22年7月21日制定）、鹿児島県病院内保育所運営費補助金交付要綱（平成14年11月22日制定）、鹿児島県看護師等養成所運営費補助金交付要綱（昭和63年4月1日制定）及び鹿児島県産科医等確保支援事業補助金交付要綱（平成22年2月8日制定）は、廃止する。
- 3 廃止前の鹿児島県新人看護職員卒後研修事業補助金交付要綱、鹿児島県病院内保育所運営費補助金交付要綱、鹿児島県看護師等養成所運営費補助金交付要綱及び鹿児島県産科医等確保支援事業補助金交付要綱に基づき交付の決定がなされた補助金にあっては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月11日から施行し、平成27年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 鹿児島県後期（専門）研修医研修奨励金交付要綱（平成21年3月25日制定）は、廃止する。
- 3 廃止前の鹿児島県後期（専門）研修医研修奨励金交付要綱に基づき交付の決定がなされた補助金にあっては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年10月9日から施行し、平成27年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月27日から施行し、平成28年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月17日から施行し、平成28年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月15日から施行し、平成29年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月28日から施行し、平成30年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月2日から施行し、令和元年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月29日から施行し、令和2年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月5日から施行し、令和2年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月14日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月27日から施行し、令和4年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月28日から施行し、令和5年度予算に係る補助金から適用する。

別 表 1 (第3条関係)

補助金の交付対象となる事業の種類	補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
外国人介護人材受入施設環境整備事業	<p>外国人介護人材を受け入れる（予定を含む）介護施設において、介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護人材への学習支援、外国人介護人材と施設入所者等とのコミュニケーションの促進に係る支援、メンタルヘルスケア等の生活支援に要する次の経費</p> <p>1　外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組</p> <p>(1)　外国人介護職員を対象に資格取得を目指すために必要な教材の購入、外部講習等への参加、日本語講師による教育に必要な経費</p> <p>2　外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組</p> <p>(1)　雇用予定の外国人材が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等とオンラインによる通話を行うために必要な経費</p> <p>(2)　介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成に必要な経費</p> <p>(3)　多言語翻訳機の購入またはリースに必要な経費</p> <p>(4)　コミュニケーションの促進に資するような研修の受講経費（介護技能実習評価試験の評価者養成講習、介護職種の技能実習指導員講習等）</p> <p>(5)　その他外国人とのコミ</p>	<p>1 施設あたり300千円</p> <p>1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額</p>	<p>次に掲げる額のうち最も少ない額に3分の2を乗じて得た額</p>

ユニケーションの促進に 必要と考える経費
3 外国人介護職員の生活支 援に必要な取組
(1) 孤立防止やホームシッ ク等メンタルケアに必要 な経費
(2) 地域の日本人や外国人 との交流を促進するため の交流会開催等に必要な 経費
(3) その他外国人介護職員 の生活支援に必要と考 える経費

※算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。